

浦安市いけがき設置奨励事業補助金 申請の条件



(撤去・再設置版)

よくある質問

質問 いけがきの造り替えをしたいのですが、撤去費用は補助してもらえますか？

答え 撤去費用が補助の対象となるケースは、既存のいけがきが道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると市長が認める場合に撤去に要する経費およびいけがきの設置に要する経費を補助します。したがって、道路に支障がない場合でいけがきを撤去する場合は補助の対象となりません。また、道路に支障がある場合でも、いけがき撤去後、再設置を行わない場合は、撤去費用は補助の対象となりません。完了検査書類（工事の領収書や内訳書等）は、いけがき撤去のみの費用がわかる様にご用意ください。

質問 撤去費用については道路に面したところだけが対象になるのですか？

答え 撤去費用については道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある場合が対象となるため、となりの敷地との境界部分のいけがきを撤去する場合には対象となりません。

質問 撤去の際についても樹木の高さが90cm以上であれば良いのですか？

答え 撤去の際も、既存のいけがきの高さが90cm以上あることが条件となります。

質問 ブロック塀の撤去費は、どのようなものが対象になりますか？

答え 道路に面した1m以上のブロック塀で、倒壊すると通行人が下敷きになるなど危険性の高いブロック塀を対象としていますので、土留め壁は高さの低いものは対象になりません。また、塀の撤去後はいけがきを新設することが条件になります。

質問 撤去や再設置の際は、指定の樹種はありますか？

答え 撤去については樹種の指定はありませんが、再設置の際には、市長が適当と認めた樹種とすることから、下記のような維持管理がしやすい樹種をおすすめしています。

いけがきに適さない樹種	切り戻しが難しい樹種、病害虫がつきやすい樹種 果実がなる樹種、毒のある樹種
いけがきに適した樹種	上記以外の樹種 例)イヌマキ、レッドロビン、マサキ、トキワマンサク等

※カツカイブキについては道路上にせり出しやすく、維持管理が難しい樹種です。

いけがきの撤去費用及び再設置費用申請の流れ

申請者

市役所

申請書の提出（撤去工事実施前）

申請書(1号様式)に必要事項を記入の上、みどり公園課に提出してください。

(敷地内でのいけがき撤去場所・設置場所を裏面に記入)

※窓口にて誓約書の記入をお願いしています。

事前調査

現地でいけがき撤去予定場所及び再設置予定場所の状況を確認します。(要立会)

事前調査後、撤去工事及び再設置工事の実施

調査結果の郵送

事前調査結果(決定通知書)の郵送※1

撤去工事及び再設置工事完了

工事完了後に以下の書類の用意が整いましたら、市に電話連絡してください。完了検査の日程を調整します。

- ◆ 補助金交付申請書(5号様式)
- ◆ 領収書の写し
- ◆ いけがきの設置、既存のブロック塀等の撤去及びいけがきの撤去に要した経費の内訳が記載された書類 ※2
- ◆ 補助金交付請求書(7号様式) ※3

※1 この通知は申請を受付けたことを通知するものです。補助金額は完了検査後に確定します。

完了検査

現地でいけがき撤去・再設置の状況を確認します。また、ご用意いただいた書類を受領します。(要立会)

補助金の交付

請求書で指定された口座に補助金が振り込まれます。※4

1ヶ月以内

確定通知書の郵送

完了検査で確定した補助金額を通知します。

注意！！

当初の申請から計画が変更となった場合については、変更の申請の手続きが必要となる場合があります。施工前にお問い合わせをお願いします。

※2 領収書等にいけがき撤去費以外(道具の費用等)や再設置以外の費用(外構工事費等)が含まれる場合はいけがき撤去費用及び再設置費を証明する為に必要になります。

※3 本来確定通知受領後に提出して頂くものですが、事前に頂いています。そのため、日付・金額等が確定していませんので、記入しないでください。

※4 振込口座の名義人が申請者と異なる場合は別に書類を提出する必要がありますのでお問合せください。

問合せ先

浦安市役所 みどり公園課 緑化推進係

☎ 351-1111 ✉ kouen@city.urayasu.lg.jp